**令和２年度茨城県中小企業外国出願支援事業**

**募集の御案内**

水戸商工会議所では，優れた技術等を有し，かつ，それらを外国において広く活用しようとする茨城県内中小企業者の外国出願を支援し，国際競争力の向上，経営基盤の強化，海外市場への新たな参入及び事業展開を促進することを目的として茨城県内中小企業者が，既に国内に出願している産業財産権（特許，実用新案，意匠及び商標）を基に行う外国出願に要する経費の一部を助成します。

**１　応募資格**

　　茨城県内に主たる事業所を有する中小企業者（会社及び個人）及びそれらの中小企業で構成されるグループ（地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については，事業協同組合等，商工会，商工会議所，NPO法人を含みます。）

**２　対象となる出願**

　　特許，実用新案，意匠，商標，冒認対策商標の外国出願

**３　助成対象経費**

　　外国特許庁への出願に要する経費

外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費

外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費

外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費等

**４　助成対象となる期間**

　　交付決定日から令和２年１２月３１日まで

**５　補助率及び上限額**

　補助率は２分の１以内で，１企業及び１出願ごとの上限額は次のとおりです。

（1）１企業に対する補助金の総額　　　　　　　　　　　　３００万円

（2）１出願に対する補助金の上限

①　特許出願　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１５０万円

②　実用新案登録出願，意匠登録出願又は商標登録出願　　６０万円

③　冒認対策商標　　　　　　　　　　　　　　　　　　　３０万円

**６　募集期間**

　　令和２年６月８日（月）から令和２年６月３０日（火）　※17:00までに提出（必着）

**７　応募方法**

　　申請書に必要書類を添付のうえ，下記提出先に郵送又は持参により提出してください。

　　提出先

　　水戸商工会議所・茨城県中小企業外国出願支援事業窓口

　　〒３１０－０８０１　水戸市桜川２－２－３５　茨城県産業会館１２階

**８　申請書等**

　　水戸商工会議所のホームページから下記申請書をダウンロードし，「実施要領及びＱ＆Ａ集」により詳細内容をご確認の上，申請してください。

　　・資料①　[申請書様式第１－１（特許，実用新案，意匠，商標用）(Word)](http://www.iis-net.or.jp/files/kousya/page/temp_file_list/H28gaikokusyutugan_1_1.docx)

　　・資料②　[申請書様式第１－２（冒認対策商標用）(Word)](http://www.iis-net.or.jp/files/kousya/page/temp_file_list/H28gaikokusyutugan_1_2.docx)

　　・資料③　外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画(Word)

　　・資料④　中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金実施要領[(Pdf)](http://www.iis-net.or.jp/files/kousya/page/temp_file_list/H28gaikokusyutugan_bosyuyoryo.pdf)

　　・資料⑤　申請者向けＱ＆Ａ集（Pdf）

　　・資料⑥　【記載例】特許、実用新案、意匠の申請の記入見本（Word）

　　・資料⑦　【記載例】商標・冒認対策商標の申請の記入見本（Word）

**９　選考について**

水戸商工会議所が設置する「審査委員会」において，申請者によるプレゼンテーション及びヒアリング等を行い，選定のうえ決定します。

**10　主な事業スケジュール**

令和２年６月８日　　　　　募集開始

令和２年６月３０日　　　　募集締切

令和２年７月下旬　　　　　審査委員会

令和２年７月下旬　　　　　交付決定

令和２年１２月３１日　　　外国出願完了

令和３年２月１日　　　　　実績報告書の提出期限

（事業が完了した日から起算して３０日を経過した日又は令和３年２月１日までのいずれか早い日）

令和３年３月上旬　　　　　補助金確定

　　令和３年３月下旬　　　　　補助金支払

【お問合せ先】

|  |
| --- |
| 水戸商工会議所・茨城県中小企業外国出願支援事業窓口  　〒３１０－０８０１  　水戸市桜川２－２－３５　茨城県産業会館１２階  　ＴＥＬ：０２９－２２４－５３３９　ＦＡＸ：０２９－２２１－８８４０ |